

平成20年度第2回東京都入札監視委員会定例審議概要

開催日及び場所	平成21年2月4日(水) 都庁第一本庁舎北塔42階特別会議室B	
委員	第一生命保険相互会社顧問 弁護士 東京大学大学院工学系研究科教授 東京大学大学院総合文化研究科准教授 首都大学東京都市教養学部・法科大学院教授 日本大学理工学部教授	立花 壯 介(委員長) 藤谷 護 人(委員長職務代理者) 坂本 雄 三 木村 忠 正 酒井 享 平 轟 朝 幸
審議対象期間	平成19年4月1日 ~ 平成20年3月31日	
抽出案件計	東京都が平成19年度に発注した工事契約のうち、次の事由により計3件(備考)を抽出して審議対象とした。 (1) 東京都入札監視委員会において審議を行った入札・契約制度に係る契約 ア 低入札価格調査制度の実施案件 イ 総合評価方式 技術力評価型の適用案件 ウ 総合評価方式 施工能力審査型の適用案件 (2) 業 種 (3) 起 工 局	
指名競争	1件	平成19年度東京港第二航路海底トンネル設備改修工事(その1) 低入札価格調査実施案件
指名競争	1件	鶴見川整備工事(その36) 技術力評価型総合評価方式試行案件
指名競争	1件	墨田区石原一丁目付近管渠整備工事 施工能力審査型総合評価方式試行案件
委員からの主な意見・質問、それに対する回答等	抽出した3件について、それぞれ当該工事の所管部局から内容説明をした。委員からの主な意見・質問及びそれに対する回答は、別紙のとおり。	
委員会による報告又は意見	平成19年度に契約を締結した工事案件の中から抽出条件に基づき、対象事案3件を抽出し、入札及び契約手続等の運用状況を審議した。 審議の結果、低入札価格調査制度については、適正に運用されていること、また、技術力評価型総合評価方式及び施工能力審査型総合評価方式については、都としての創意工夫が重ねられ、所期の効果が上がってきており、いずれも適正であったことを認める。 なお、低価格での入札については、低入札価格調査の実施状況等の分析を行い、予定価格の積算方法等を含めて、問題点を検討すべきと考える。 また、総合評価方式については、引き続き、適正な運用が図られるよう、さらに改善を進め、制度としてより充実されたい。	

別 紙

	意見・質問	回 答
<p>委員からの意見・質問、それに対する回答等</p>	<p>< 議案 1 > 平成19年度東京港第二航路海底トンネル設備改修工事（その1） [港湾局所管] 低入札価格調査実施案件</p> <p>Q：落札者は、資材の低額調達が可能であったこと、また、閑散期であったことなどを低入札価格となった理由としてあげている。都の予定価格の積算において、閑散期といったことは考慮されるものか。</p> <p>Q：本件の予定価格と入札価格の差が大きい印象があるが、入札参加者が落札したいと努力する背景はあるのか。</p> <p>Q：低入札価格であった場合、元請と下請の関係は価格に影響するものではないのか。</p> <p>Q：低入札価格調査対象である、本件の工程管理はどのように行われているか。</p> <p>Q：本件の入札価格は過去に指名停止を受けたことによる影響があったのではないか。</p> <p>Q：低入札価格調査の実施件数は増加傾向にあるのか。</p> <p>意見：本件入札において、入札参加者すべての入札価格が調査基準価格を下回っていることから、こうした入札事案について分析を深め、予定価格の適切性等についてもさらに検討していただきたい。</p>	<p>A：都の予定価格は積算基準により定めるものであり、入札参加者の個々の状況を考慮することは行っていない。 また、閑散期、繁忙期といった取扱は行っていない。</p> <p>A：直近の手持ち工事との関係もあり、落札したいという意欲があった。</p> <p>A：本件の低入札価格調査において、資材納入業者及び下請業者との関係は適正なものか確認しており、問題ないと判断した。</p> <p>A：立会い検査を強化するため、工程ごとに確認を行い対応した。</p> <p>A：入札価格は、資材の低額調達や閑散期であったことから可能となったためと理解しており、指名停止にかかわるかどかは会社側の判断であると認識している。</p> <p>A：平成16年度から18年度までは、増加傾向にあったが、19年度は18年度に比べ減少した。</p>

	意見・質問	回 答
<p>委員からの意見・質問、それに対する回答等</p>	<p>< 議案 2 > 鶴見川整備工事（その 36） 〔建設局所管〕 技術力評価型総合評価方式試行案件</p> <p>Q：本件は技術点の評価が高いことにより落札した案件であり、技術力評価型総合評価方式の効果が発揮されたものといえる。 検証のため本件については、竣工後、工事成績評定の報告を委員会にしてください。</p> <p>Q：本件は、希望制指名競争入札であり、希望した 6 者に対し指名、その後 3 者が辞退、結果 3 者の競争となったものであるが、競争性の観点から、指名を追加するといったことは可能なものか。</p> <p>Q：本件の総合評価において、施工計画に係る所見は配点も大きいものであり、この評価をいかに客観的に行うかが一番のポイントと考える。技術審査委員会で評価したということであるが、どのように評価を行うものか。</p> <p>Q：施工計画の占める割合が 50 点中 18 点であるが、その 18 点の評価点の間差の付し方が粗いといった印象がある。点数の配分、評価点の間差が妥当なものか引き続き検討いただきたい。</p> <p>意見：総合評価方式は、入札参加者に求める技術資料が膨大であるので、応札者を増やし競争性を確保する観点から、簡素化について検討いただきたい。</p>	<p>A：技術点の評価の高い者が価格点の評価の高い者を逆転し、落札者を決定したものであり、技術力の優劣の結果が現れたものと考えている。</p> <p>A：総合評価方式については、技術点の評価に必要な資料等の提出を求めるものであり、参加者に事務上の負担が大きい。このため、総合評価方式では、追加指名はせず、希望者による競争入札を行っている。</p> <p>A：技術審査委員会において、施工上の課題への対応の適切性及び工程管理の妥当性の 2 区分の着眼点について評価した結果である。</p> <p>A：評価点の付し方については、きめ細かなものとなるよう努める。 総合評価の評価方法については、今後も指摘等を踏まえ、さらに制度の改善に努めたい。</p>

	意見・質問	回 答
<p>委員からの意見・質問、それに対する回答等</p>	<p>< 議案 3 > 墨田区石原一丁目付近管渠整備工事 [下水道局所管] 施工能力審査型総合評価方式試行案件</p> <p>Q：本件の工事成績評価点における工事 3 件の実績欄が空欄の者と 0 点の者があり、この 2 者の平均が各々 2 件の平均と 3 件の平均となっている。この違いは何か。</p> <p>Q：施工能力審査型総合評価方式については、直近の工事成績を評価の一つとしていることから、入札参加者において工事成績を上げようとする意識の変化など、発注者として感触があるか。</p>	<p>A：工事成績評価点は、直近の工事 3 件の成績の平均により評価されるものである。質問の 2 者については、1 者が工事实績が 2 件であったため実績欄の一つが空欄となったものであり、残る 1 者は、工事实績は 3 件であったものの、このうち 1 件の工事成績が 60 点未満であったため工事实績に対する評価を 0 点としたものである。このため、平均の算出にあたり、前者は 2 件、後者は 3 件と違いが生じたものである。</p> <p>A：総合評価方式ということで、受注意欲の高い積極的な業者が参加する状況となっていると考えている。</p>